

札幌市ストック活用型商い創出事業選考委員会運営要領

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 札幌市ストック活用型商い創出事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づく附属機関（同条例別表 2）のうち、補助金、助成金の交付対象者の選定に係る委員会であり、この要領は選考委員会の運営について定めるものとする。

（業務）

第 2 条 選考委員会は、札幌市ストック活用型商い創出事業補助金交付要領（以下、「交付要領」とする。）第 10 条第 1 項の規定により、同第 4 条に定める補助対象事業を選考する。

（委員）

第 3 条 選考委員会は、次に掲げる者のほか、外部委員をもって構成する。

- 1) 委員長 経済観光局産業振興部長
- 2) 委員 経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課長
- 3) 委員 経済観光局産業振興部経済企画課商業振興係長

2 外部委員の定数は 3 名以上 5 名以内とし、学識経験者、経済団体等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、第 2 条に掲げる業務を完了したときまでとする。

4 委員は、業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第 4 条 委員長は、選考委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第 5 条 選考委員会の会議（以下「委員会」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会の議長は委員長をもってあて、議事を掌る。

3 委員会は、在任委員の過半数の出席をもって成立する。

（選考の方法）

第 6 条 委員会においては、市長から検討委託された申請事業について、申請者のプレゼンテーション及び申請書類を参考に、別表に定める選考基準に基づき審査・選考を行う。

2 選考は、出席委員の審査点の平均が 70 点以上の申請事業を対象に、予算の範囲内で決定する。ただし、申請者が女性（法人の場合は代表者が女性）であって、出席委員の審査点の平均が 80 点以上の申請事業を対象に、補助率を交付要領第 8 条

の2に定める補助率とすることができる。

(結果の公開)

第7条 委員会の結果は、札幌市情報公開条例に基づいて、公開することができる。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課で行う。

(委任規定)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（選考基準）

内容	配点
1. 普及啓発への貢献	5
代表者等は、起業（開業）や提供する商品・サービスに対して真摯な姿勢で臨んでいるか。また、ストック活用型商い創出事業の趣旨を理解し、札幌市が実施する取材等に対して積極的に協力する意思があるか。	5
2. 事業の戦略性	30
周辺の競合環境を分析できているか。	10
商圈の範囲、ターゲット層の設定等は明確か。	10
前2項目を踏まえ、商品・サービスの差別化は図れているか。	10
3. 事業の実現性・継続性	40
代表者等は、事業の運営に資するノウハウ、技術、必要な資格、許認可等を有しているか。	5
商品・サービスの構成や価格帯の設定は妥当か。	10
事業運営に係る収入（客数・客単価等）及び支出（原価・経費等）の見込みは妥当か。	10
補助金以外に資金調達の見込みはあるか。また、短期的・長期的な資金計画は妥当か。	10
長期にわたり事業を継続していく上で、無理のない人員体制や営業時間となっているか。	5
4. 他の事業者への波及効果	10
店舗の業種やコンセプト等に一定の普遍性があり、他の開業希望者の参考となりえるか。	5
開業準備や開業後の店舗運営について、他の開業希望者の参考となりえる工夫点があるか。	5
5. 開業に向けての計画性	10
開業に向けてのスケジュールが効率的かつ無理のないものになっているか。	5
開業後おおむね1～2ヶ月間における集客のために、効果的な広告・宣伝は考えられているか。	5
6. 地域への貢献度	5
開業後に、商店街活動への参加など地域に貢献する計画があるか。	5